

上北小川原風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 25 年 8 月

株式会社 大林組

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
（1）公告の日	1
（2）公告の方法	1
（3）縦覧場所	1
（4）縦覧期間	1
（5）縦覧者数	1
2.環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
（1）開催日時	2
（2）開催場所	2
（3）来場者数	2
3.環境影響評価方法書についての意見の把握	2
（1）意見書の提出期間	2
（2）意見書の提出方法	2
（3）意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月25日（月）

(2) 公告の方法

① 平成25年3月25日（月）付けで、以下の日刊新聞に「公告」を掲載した。

- ・東奥日報社（朝刊、全県版）〔別紙1 参照〕

② 上記の公告に加え、同日、次の「お知らせ」を実施した。

- ・以下の日刊新聞紙への折込公告（六ヶ所村及び東北町全域を対象）

〔別紙2-1、2-2 参照〕

東奥日報社

デーリー東北

読売新聞

毎日新聞

- ・当社ホームページへ掲載した。

〔別紙3 参照〕

http://www.obayashi.co.jp/news/news_20130324_1

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所による縦覧を実施した。

- ・六ヶ所村役場企画調整課
- ・東北町役場本庁舎企画課
- ・東北町役場分庁舎東北支所

(4) 縦覧期間

平成25年3月25日（月）から平成25年4月26日（金）までとした。

平日の9時から16時30分まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。縦覧期間中のアクセス件数は、790件であった。

(5) 閲覧者数

総数 5 名

(内訳)

- | | |
|----------------|-----|
| ・ 六ヶ所村役場企画調整課 | 4 名 |
| ・ 東北町役場本庁舎企画課 | 1 名 |
| ・ 東北町役場分庁舎東北支所 | 0 名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、施行前ではあるが、方法書の記載事項を周知するための説明会を自主的に開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

[別紙 1、別紙 2-1、別紙 3 参照]

説明会では参加者に方法書の概要をとりまとめた資料を配布した。

[別紙 4-1、4-2 参照]

(1) 開催日時

平成 25 年 4 月 14 日(日) 14 時 00 分～15 時 00 分

(2) 開催場所

戸鎖地区児童厚生体育施設(戸鎖公民館)

(3) 来場者数

15 人

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の受付期間

平成 25 年 3 月 25 日(月) から平成 25 年 5 月 14 日(火) まで

(縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会場に備え付けた意見投函箱への投函
- ② 当社への郵送、fax 及び e メールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は以下のとおりであった。

総数 2 通

(内訳)

- | | |
|--------|-----|
| ・ 説明会場 | 1 通 |
| ・ 郵送 | 1 通 |

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は1件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

NO.	意見の概要	当社の見解
1	こわれない風車を作って欲しい。	マスコミ報道で昨今あった事故については、国で詳細に調査中であり、おそらく近々には報告が挙がってくると考えられますので、当社としては、安全を考慮した上で、風車の業者や施工方法等を確認し、安全なものを提供していきたいと考えております。 また、建築基準法に従って 60m 以上の高さだと超高層ビルと同じ設計で行われるのですが、当社では、60m を超える建造物を日本全国で数多く施工しているため、これまでの知見を十分、活かして安全なものを建設します。
2	1.対象事業実施区域（以下「計画区域」という。）を含む小川原湖湖沼群で風力発電施設の建設を計画する際に留意すべき点について ① 小川原湖湖沼群は国内での渡り鳥の中継地として重要な位置付けにあること。	小川原湖沼群に該当する鷹架沼に留意し、鳥類調査を行い、飛行ルートの傾向を把握します。
3	② 小川原湖湖沼群という大きな生態系の枠組の中で、鳥類の生態を把握、考慮すること。	
4	③ 影響評価の対象とする鳥の種類は重要種に限定せず、普通種も対象とすること。	任意観察調査やポイントセンサス調査及び渡り鳥調査では、普通種についても可能な範囲で調査対象とします。
5	④ 穀類農地を利用するガンカモ類とそれを餌とする猛禽類の行動生態を明らかにすること。	対象事業実施区域の北西側（戸鎖川河口）に位置する穀類農地にも留意し、調査を実施します。

6	⑤ 計画区域は濃霧となる期間が長い ため、そのことを考慮した調査計画を 立てること。	一般的には、霧の日は見晴らしのよい 日に比べ鳥類は飛翔しない傾向にあるこ とや、霧の日は調査が困難となるため、 霧の日の調査は難しいものと考えており ます。 まずは、1 年間の観測調査により対象 事業実施区域での鳥類の飛翔状況等を把 握したいと考えております。
7	⑥ 濃霧時における鳥類への影響を把握 するための方法を記載すること。	なお、現地調査を実施していく過程で 一部霧の日も含め、悪天候時の鳥類の調 査結果についても記録し、天気の状態と 合わせて整理します。
8	⑦ 計画区域周辺にある既存の風力発電 施設との複合的な影響に対する評価 （累積的環境影響評価）の方法を記 載し、実施すること。	既設風車との複合的な環境影響につい ては、今後の先行事例での対応等を考慮 し、可能な範囲で、検討するよう努めま す。
9	⑧ 調査結果に基づいて影響評価を行う 場合には、その評価結果となった根 拠を示すこと。	評価結果となった根拠について、示し ます。
10	⑨ 施設設置に伴い、新たに創出される 環境を予測し、予測される環境と類 似の環境における鳥類の生態や行動 をなるべく計画地域の周辺で調査す ること。	風車設置予定位置においては緑化する ため、草地となる予定です。 対象事業実施区域内及び周辺において は、類似の草地環境がございますので、 当該環境における鳥類の出現状況に留意 して、調査を実施します。
11	⑩ 建設工事完了後の事後調査を継続的 に行うこと。	1 年間にわたる現地調査結果を踏ま え、必要に応じて工事中又は完了後に事 後調査を実施します。
12	⑪ 事後調査の結果は一般に公表するこ と。	環境影響評価法に従い、対応させて頂 きます。

13	⑫ バードストライクなど問題が生じた際は専門家と協議を行い、必要かつ十分な対策措置をとること。	環境影響評価法に従い、死骸調査の結果を含め、その結果を報告します。 必要に応じて、専門家へも報告するとともに、対策措置についても検討します。
14	⑬ バードストライク発生時における、鳥類の生存および死亡時の対応方針について検討すること。	
15	2.【2.2-14⑤動物、植物、生態系】について ① 工事用建屋を設置する際は、窓等に鳥がぶつからないよう必要な対策を講じること。	工事用建屋を設置する際は、必要に応じて対策を講じます。
16	3.【3.1-27 表 3.1.5-1 動植物の分布情報の抽出に使用した資料】について ここで使用された資料だけでは、計画区域周辺の動植物の状況について、大まかな傾向しか理解することができない。そのため、詳しい状況を把握するため、青森県内の資料や地域の動植物の情報に詳しい者から聞き取り調査を行うとともに、鳥類については少なくとも次の資料①～⑨を加えること。 ① 青森県の鳥獣（青森県，昭和 53 年） ② むつ小川原開発第 2 次基本計画に係る環境影響評価報告書（青森県，昭和 52 年） ③ 市町村別鳥獣生息状況調査報告書（青森県自然保護課，平成元年） ④ 青森の野鳥（日本野鳥の会青森県支部/弘前支部，平成元年） ⑤ 六ヶ所村村史（六ヶ所村村史刊行委員会，平成 9 年） ⑥ 青森県の希少な野生生物・青森県レッドデータブック（青森県，平成 12	ご紹介頂きました図書及び情報については、調査着手前までに可能な範囲で収集し、記録を整理するとともに、青森県内の動植物の生息・生育情報を有する方から、聞き取りを行った上で鳥類調査を実施します。

	年) ⑦ (仮称) むつ小川原風力発電事業環境影響評価書案(日立造船株式会社, 平成 23 年) ⑧ アンケートによる 2km 範囲内鳥類リスト(日本野鳥の会あおもり, 平成 25 年) ⑨ 生物多様性情報システム—ガンカモ類の生息調査— なお、計画地周辺の鳥類の状況を把握するために上記の資料を加えることで、 ・「3.1-31④調査結果 イ.鳥類 a.重要な鳥類」 ・「3.1-32④調査結果 イ.鳥類 b.ガンカモ類」 ・「3.1-40 5.4 生態系の状況」 ・「4.1-4 1.2.5 動物の状況」 については、重要な鳥類の確認事例が大幅に増えることから、内容の修正が必要となる。	
--	---	--

17	4.【4.1-7 4.1.2-1 (2) 選定又は非選定とした理由 (生態系)】について ① 計画区域周辺の生態系は、湖沼、農地、林、草地、荒地などの多様な環境が相互関係を持つことを、環境影響評価項目の選定理由とすること。	選定理由としては、現在の重要なまとまりの場で良いと考えております。 対象事業実施区域を基本とした調査地域を対象に調査を実施しますが、当該地域には、農地や湖沼及び水田等がまとまって分布しておりますので、これらにも留意し、調査を実施します。
18	② ガンカモ類は、湖沼や水田、デントコーン畑など、穀類を作付した農地や牧草地を利用していることを選定理由とすること。	ガンカモ類、オオジシギや希少猛禽類に係る出現状況を整理することによって、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類に対する利用状況についても把握できるものと考えております。
19	③ オオジシギは繁殖期には牧草地を、春秋は耕起された農地を利用していることを選定理由とすること。	
20	④ 農地は多くの鳥類が餌場として利用し、猛禽類の出現率が高いことを選定理由とすること。	
21	⑤ 農地の畦や、林縁にはネズミ類が多く、これを餌とする猛禽類やフクロウ類、キツネなどの哺乳類が多いことを選定理由とすること。	
22	5.【4.2-12 表 4.2.5-1 動物に係る調査、予測及び評価の手法の調査地域】について ① 鳥類の調査対象範囲は基本的に表 3.1-1 と図 3.1-1 が示す「対象事業実施区域より半径 2km 以内」とすること。	鳥類の調査範囲については、方法書 138 ページに示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺を基本とし、重点的に鳥類の飛翔状況を調査します。ただし、繁殖に係る飛翔など重要な状況が確認された場合、鷹架沼の海側に拡大するなど調査地域を適宜、検討します。
23	② 鳥類の調査対象範囲は、必要に応じて適宜拡大すること。	
24	③ 計画区域は濃霧期間が長く、鷹架沼は海に繋がっている。また、海岸付近に生息する鳥類の迷い込みが予想されるため、鳥類の調査対象範囲は、鷹架沼にかかる部分については海まで拡大すること。	

25	④・風車の基部などを草地化するとオオジシギが新たに生息する可能性があること ・荒地と灌木が混ざる環境にはアリスイが生息する可能性があること ・林を伐開するとヨタカが狩場やソングポストとして利用すること ・雨水調整池を設置する場合は溜池や水路などが必要なこと などから、風力発電施設を建設した際にどのように新たな環境が創出、変化するか予測し、予測される環境と類似した環境での鳥類の生態や行動を、計画地域の周辺で調査すること。	風車設置予定位置においては緑化するため、草地となる予定です。 対象事業実施区域内及び周辺においては、類似の草地環境がございますので、当該環境における鳥類の出現状況に留意して、調査を実施します。
26	7. 【4.2-12 表 4.2.5-1 および表 4.2.5-2 動物に係る調査、予測及び評価の手法の 5. 調査期間など】について ① 鳥類の生息数、とりわけ渡り鳥の数は年変動がみられることから、最低でも 2 年間の調査を実施する必要があること。	国内外の最新の知見を取り入れて作成された「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年環境省）を参考に、渡り鳥については 1 年間を基本に調査し、主たる渡り鳥の移動経路の傾向を把握することを考えておりますが、必要に応じて追加調査を検討します。
27	6. 【4.2-14 表 4.2.5-3 (1) 動物調査項目及び内容等】について ① 鳥類について ・3 月は積雪があっても、冬山で活動可能な装備をし、調査を実施すること。 ・計画区域は濃霧の期間が長く、迷いこみやバードストライクの可能性が高いため、2 月から始まるガンカモ類の移動や大型猛禽類の生息状況の理解に向けて、濃霧の期間中の行動を把握すること。	3 月においては、可能な範囲で有効な定点において渡り鳥調査及び定点観察調査を実施します。 前述のとおり、霧の日の調査は難しいと考えております。そのためまずは、定点観測調査により対象事業実施区域でのガンカモ類や大型猛禽類の飛翔状況等を把握したいと考えております。 なお、現地調査を実施していく過程で一部霧の日も含め、悪天候時の鳥類の調査結果についても記録し、天候状況と合わせて整理します。

28	② 夜間観察について ・小川原湖湖沼群ではクイナ、ヒクイナ、シマクイナ、ヒメクイナが確認されているため、これらクイナ類やヨシゴイなどがよく鳴く時間帯にも、調査を実施すること。	クイナ類やヨシゴイ等の鳥類についても留意し、日の出前後や薄暮時からの調査を効果的に組み合わせ、可能な限り目視に努めるとともに、夜間においては鳴き声の確認に十分留意し、調査を実施します。
29	③ 渡り鳥調査について ・種を限定することなく、一般種も調査対象とすること。 ・特に猛禽類やシギチドリ類は留意して調査すること。	一般種について対象とするとともに、猛禽類やシギチドリ類は特に留意して調査を行います。
30	④ 定点観察法について ・大型猛禽類を対象とする調査においては、調査時間を変更し、早朝と日没前後の活動が活発な時間を含めること。 ・調査対象範囲内に休み場やねぐらを形成する場合には、そのことも把握できる時間を含めるようにすること。	調査時間を早朝、日没前後及び昼間等、出現状況に応じて適宜、設定します。

31	⑤ 営巣木確認調査 ・小川原湖湖沼群内で繁殖の可能性のあるのはミサゴ、チュウヒ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、チゴハヤブサであるが、ハヤブサ、チョウゲンボウ、チュウヒは繁殖に樹木を利用せず、ミサゴは繁殖に樹木以外を利用する個体がいるため、調査名と調査方法の変更が必要である。	営巣地確認調査に変更します。 樹木を利用しないものについては、確認された場合、食痕や営巣地の周辺環境について記録を整理します。 営巣木確認調査においてトビについても確認された場合、記録を整理します。
32	・調査対象からトビを除くとしているが、トビはバードストライク事故に遭う確率の高い種であり、普通種であっても現状を把握するべきである。	
33	8.【4.2-15 表 4.2.5-3 (2) 調査地域及び調査期間等】について ① スポットセンサス法および直接観察について ・調査は3日を1回とし、毎月2回は行うこと。	前述のご意見にもございますように、湖沼、農地、林、草地、荒地などの多様な環境類型区分別の鳥類相を把握するため、区分別に定点を設定したポイントセンサスを行います。このため、スポットセンサスではなく、ポイントセンサスに調査手法を変更します。 調査期間は設定した定点で日の出から午前中に30分程度調査を行い、出現した鳥類を記録します。 頻度は、5月、6月、9月、12月に各2回実施し、その他の月も、各1回は実施します。
34	・調査期間は3月から12月までとすること。	

35	② 夜間観察について ・調査地域には、計画区域のみならず、繁殖期にはクイナ、ヒクイナ、ヨシゴイの生息地域も加えること。	鳥類の夜間調査においても実施することとしており、クイナ、ヒクイナ、ヨシゴイの生息地域となりうる鷹架沼や対象事業実施区域に含まれる谷間についても夜間に踏査を行い、鳴き声の確認など生息状況を調査します。
36	・ガンカモ類は昼夜を問わず穀類農地を餌場として利用しているため、調査地域には作物収穫後の農地、とりわけ穀類の農地を追加すること。	調査地域内にも水田等の穀類農地が分布しているため、当該農地についても留意して調査を実施します。
37	③ 渡り鳥調査 ・渡りルートはその日の風向や風力、天候による変動があるため、調査範囲は計画区域のみならず、その周辺数 km も含めること。	渡り鳥の出現状況に応じて、調査地域を適宜、拡大します。
38	・ガンカモ類の渡り鳥調査の期間には、10 月下旬～11 月上旬を必ず含めること。なぜなら、銃撤解禁日（青森県は 11 月 1 日）以降は、ガンカモ類が通常と異なる行動をとることが多く、銃撤解禁日を境に計画区域周辺のガンカモ類の生息数が大きく変化し、猛禽類の行動にも影響を与えるからである。	秋の渡り鳥調査については、4 回行う計画ですが、10 月下旬～11 月上旬に 1 回、調査日を追加します。
39	・シギチドリ類は 4 月上旬～5 月下旬に計画区域周辺を渡るため、調査期間に加えること。	4 月上旬～5 月下旬に 1 回、渡り鳥の調査を追加します。

40	④ 定点観察法 ・冬期にオオワシやオジロワシなどの大型猛禽類の生息状況を把握するために、湖沼の凍結状態に合わせて調査日を設定すること。なお、2013 年 3 月 11 日に新鷹架橋からオオワシ 14 羽、オジロワシ 11 羽を確認しており、新鷹架橋周辺を休息場とねぐらに利用している。	鷹架沼が凍結していない日を基本に調査日を設定します。特に新鷹架橋付近に留意し、定点を追加するなど、調査方法についても再度検討します。
----	---	---

日刊新聞紙に掲載した公告

○ 平成25年3月25日(月)掲載
東奥日報社(朝刊, 全県版)

「上北小川原風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧
及び意見書の提出についてのお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「上北小川原風力発電事業
環境影響評価方法書」を作成しましたので、左記により縦覧
及び意見書の提出についてお知らせします。

一 事業者の名称 ……株式会社 大林組
代表者の氏名 ……代表取締役副社長執行役員 野口忠彦
主たる事業所の所在地 ……東京都港区港南二丁目十五番二号
事業の名称 ……上北小川原風力発電事業

種類 ……風力発電所
規模 ……発電所出力 最大三万六千kW
(最大三千kW×12基)

三 対策事業が実施されるべき区域
青森県上北郡六ヶ所村大字鵜架字内子内十一番二地
説明会の開催を予定する日時
日時 ……平成二十五年四月十四日(日) 午後二時
場所 ……戸鎖地区児童厚生体育施設(台端公民館)当日
備え付けの意見箱に意見書を投函できます。

五 対策事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる
地域の範囲 ……六ヶ所村 東北町
六 縦覧の場所 ……六ヶ所村役場企画調陸課、東北町役場本庁舎企
画課、東北町役場分庁舎東北支所
期間 ……平成二十五年三月二十五日(月)
平成二十五年四月二十六日(金)
時間 ……午前九時～午後四時三十分
※閉庁時を除きます。

専用ホームページ/次のアドレスにおいて方法書を公表します。
http://www.obayashi.co.jp/news/news_20130324_1

七 意見書の受付期間 ……平成二十五年三月二十五日(月)
平成二十五年五月十四日(火)

提出方法 ……右記の縦覧場所又は説明会場に備え付けた投函箱への
投函、郵送、FAX、Eメールのいずれかによって
環境の保全の見地から意見を提出できます。

提出先 ……株式会社 大林組
〒108-8502 東京都港区港南二丁目十五番二号
FAX(〇三)五七六九-〇六五 Eメール、左記のとおり
kaniki.taogawara@honnoushou.co.jp
kaniki.taogawara@obayashi.co.jp
担当 ……技術本部 ビジネス・インフォメーション室
長澤 TEL(〇三)五七六九-一七〇二

日刊新聞紙の折込公告

○ 平成 25 年 3 月 25 日（月）（表面）

平成 25 年 3 月 25 日
株式会社 大林組

「上北小川原風力発電事業」に係る 環境影響評価方法書の縦覧についてのお知らせ

現在、当社では六ヶ所村内において風力発電事業を計画しております。
この度、環境影響評価法に基づき、環境影響評価の方法などを記載した「方法書」を作成いたしましたので、下記のとおり、縦覧いたします。
皆様にご覧頂くとともに、ご意見をお寄せ頂きますよう、宜しくお願いします。

☆ 説明会の開催について

以下の日程、場所で「方法書」についての説明会を開催いたします。

日時：平成 25 年 4 月 14 日（日）午後 2 時～、1 時間程度で終了予定

場所：戸鎖地区児童厚生体育施設（戸鎖公民館）



☆ 方法書の縦覧について

縦覧の場所：六ヶ所村役場企画調整課、東北町役場本庁舎企画課、東北町役場分庁舎東北支所

縦覧の期間：平成 25 年 3 月 25 日（月）～平成 25 年 4 月 26 日（金）

縦覧の時間：午前 9 時～午後 4 時 30 分 * 閉庁時を除きます。

当社ホームページにおいて上記期間中に方法書を公開します。アドレスは下記のとおりです。

http://www.obayashi.co.jp/news/news_20130324_1

☆ 意見書の提出について

意見書の受付期間：平成 25 年 3 月 25 日（月）～平成 25 年 5 月 14 日（火）

意見書の提出方法：上記の縦覧場所又は住民説明会会場に備え付けた投函箱への投函、郵送、FAX、Eメールのいずれか

郵送の場合は、当日消印のものは有効です。ご住所、ご方名、連絡先、ご意見とその理由を日本語で記入願います。
いただいたご意見は、個人情報（ご住所、ご方名、連絡先等）を除き、公表される可能性がありますので、ご了承願います。

意見書の提出先：株式会社 大林組

問い合わせ先

〒108-8502 東京都港区港南二丁目十五番二号

FAX：03-5769-1065、Eメール：kamikitaogawarawf-houhousho@mb.obayashi.co.jp

担当：技術本部 ビジネス・イノベーション室 長澤 TEL 03-5769-1702

【裏面に事業の概要を記載しております】

日刊新聞紙の折込公告

○ 平成 2 5 年 3 月 2 5 日（月）（裏面）

平成 25 年 3 月 25 日
株式会社 大林組

「上北小川原風力発電事業」の概要について

六ヶ所村内において当社が計画している風力発電事業の概要を下記に示します。

☆ 事業の概要

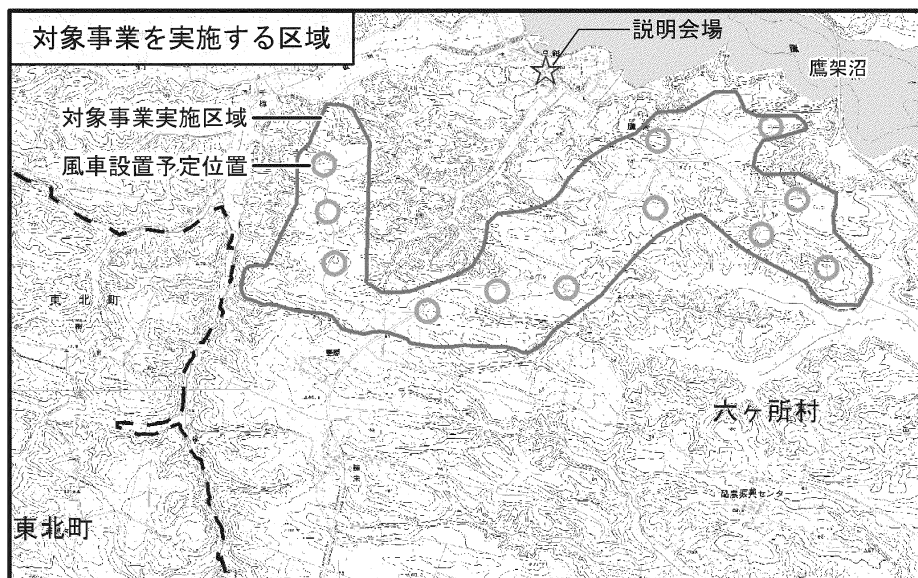
事業者の氏名：株式会社大林組
代表者の氏名：代表取締役副社長執行役員 野口忠彦
主たる事業所の所在地：東京都港区港南二丁目十五番二号
事業の名称：上北小川原風力発電事業
事業の種類：風力発電所
事業の規模：発電所出力 最大 36,000 kW(最大 3,000kW×12 基)

☆ 対象事業を実施する区域

青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字内子内 10-202 他（下図を参照）

☆ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

六ヶ所村、東北町



【裏面に説明会の日時などを記載しております】

当社ホームページに掲載したお知らせ

株式会社大林組 | 時をつくる ところで創る

サービスと技術 | 実績の紹介 | プロジェクト最前線 | 研究開発 | おおばや史

HOME / 最新情報 / 青森県上北郡における風力発電事業に係る環境影響評価方法書縦覧

最新情報

2013.03.25 | 最新情報

青森県上北郡における風力発電事業に係る環境影響評価方法書縦覧

大林組は、青森県上北郡で風力発電事業を計画しており、「環境影響評価法」に基づき「上北小川原風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、縦覧いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

また、方法書についての説明会を下記のとおり実施いたしますので、ご参加下さいますようお願いいたします。

1. 対象事業の規模	発電所出力:最大3万6千kW(最大3,000kW×12基)
2. 対象事業実施区域	青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字内子内10-202他
3. 縦覧	場所:六ヶ所村役場企画調整課、東北町役場本庁舎企画課、東北町役場分庁舎東北支所 期間:2013年3月25日(月)～2013年4月26日(金) 時間:午前9時～午後4時30分 ※閉庁時を除きます
4. 意見書の提出方法	ご意見を書面により提出できます。 備え付けの投函箱へ投函いただくか郵送、FAX、Eメールのいずれの方法でも可能です。 (ご住所・ご氏名、ご意見、理由を日本語で記載ください)
5. 意見書の提出先	株式会社大林組 〒108-8502 東京都港区港南2丁目15番2号 FAX:03-5769-1065 Eメール:kamikitao@awarawf-houhousho@mb.obayashi.co.jp 担当:技術本部 ビジネス・イノベーション室 長澤
6. 意見書の提出期限	2013年5月14日(火) 午後5時到着分まで
7. 説明会	場所:戸鎖地区児童厚生体育施設(戸鎖公民館) 日時:2013年4月14日(日) 午後2時～ 説明会場でも4.に示す意見提出ができます。
8. 問い合わせ先	電話:03-5769-1702 担当:技術本部 ビジネス・イノベーション室 長澤

詳しくは、こちらの [方法書](#) (PDFファイル、75.745KB) 及び [要約書](#) (PDFファイル、47.812KB) をご覧ください。

(上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価方法書)
(上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価方法書要約書)

ページトップへ

編集

OBAYASHI

最新情報

会社情報

プレスリリース

株主・投資家の皆様へ

CSR

採用情報

お問い合わせ

東日本大震災
関連情報インデックス

「はじめまして、大林組です。」

技術特集インデックス
Heart of Technology

時をつくる ところで創る
THE OBAYASHI EXPERIENCE

東京スカイツリー® Photo Gallery

RSSについて | このサイトについて | 個人情報保護について | 従業員・家族向け震災関連情報 | 追跡者向け情報

Copyright (c) OBAYASHI CORPORATION. All rights reserved.

1. はじめに

我が国では、世界的なエネルギー需要の逼迫等によるエネルギー問題や地球温暖化問題を解決するための一つの手段として、エネルギー政策基本法等により新エネルギーの導入を促進してきました。2011年3月に発生した東日本大震災以降、再生可能エネルギー導入の機運がさらに高まり、また2012年7月に固定価格による全量買取制度が施行され、今後の導入拡大が期待されています。

六ヶ所村は風況条件に恵まれ、既に合計 77 基の風車が立地する国内でも有数の風力発電先進地域でもあり、今後の導入拡大の有望地としてかねてより注目されてきておりました。当社では、我が国のエネルギー戦略の中で非常に重要な地位を占めている六ヶ所村において、その重要性に見合った役割を果たしたい所存です。

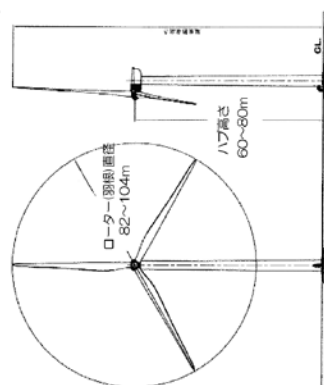
今後の事業計画を進めていく事になりますが、これから地域の方々のご理解のもと、
 現地での調査等を行い、事業を進めたいと考えております。

つきましては、計画に関する概要と今後実施する各課題調査にあたって、以下に説明さ
 せて頂きますので、何卒ご理解とご賛同頂きますよう、宜しくお願いいたします。

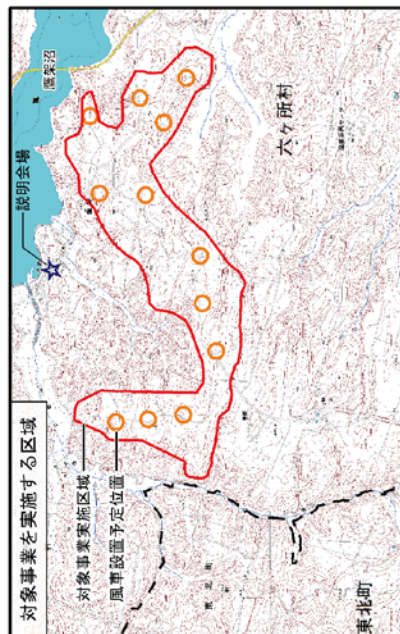
2. 事業の概要

- 事業者の名称：株式会社 大林組
発電所総出力：24,000～36,000kW (2,000～3,000kW/基×最大12基)
※風力発電機容量は以下参照
運転開始時期：平成28年秋以降の予定

※風力発電機概要は以下参照

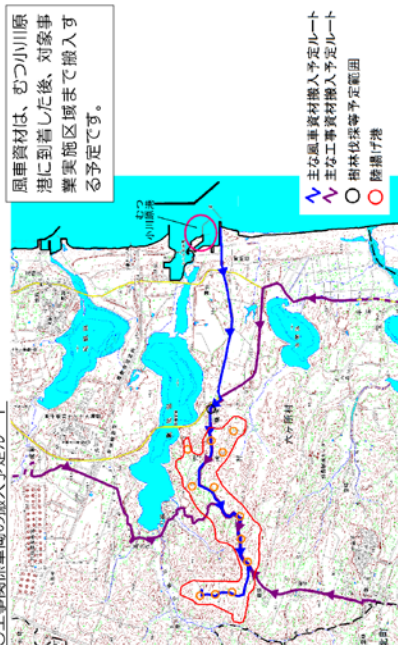


○対象事業実施区域
対象事業実施区域の位置を最大12基、設置する計画です。



工事関係車両の搬入予定ルート

図車資材は、むつ小川原
港に到着した後、対象事
業実施区画まで搬入す
る予定です。



環境影響評価項目及び調査、予測及び評価手法の概要

3. 環境影響評価項目の概要

環境影響評価を今後進めるにあたり、まずは周辺環境の現状を把握するため、現地調査を実施し、現状を把握した上で、風力発電事業によって環境へ与える影響を予測、評価します。

環境影響評価項目の選定にあたっては、発電所アセス省令に基づき項目について前に記載した事業の特性と地域の特性を考慮し、工事の実施に関する影響要因、風車の存在と供用に関する影響要因について、環境要素を選定しました。

以下に選定した項目を示します。

影響要因の区分		工事の実施		風車の存在及び供用	
環境要素の区分	環境要素	工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	形状変化及び施設稼働
大気環境	大気質	×	×		
	騒音	○	○		
	振動	×	×		○
水環境	水質		○	○	
	水量		×		
その他の環境	地形及び地質				×
	その他				
動物	風車の影				○
	重要な種及び注目すべき生息地			○	○
植物	重要な種及び重要な群落			○	○
	地域を特徴づける生態系			○	○
景観	重要な眺望点及び景観線				○
	眺望及び主要な眺望景観	○			×
人と自然との触れ合いの活動	主要な人と自然との触れ合いの活動				
	産業廃棄物			○	
残土	産業廃棄物			○	
	残土			○	

注) 発電所アセス省令とは、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」をいいます。

4. 環境影響評価項目の調査概要

以下に、選定した環境要素に関する調査の概要を示します。
特に粉じん等、騒音などの生活に関する項目については、地区及び周辺での調査を考慮しておりますので、調査場所のご提供など、ご協力をお願いすると思いますが、宜しくお願いします。

選定した環境要素	調査概要など
粉じん等	【調査地点】3地点（戸鍋、千樽、豊原付近） 【調査期間】春、夏、秋及び冬季に各1ヶ月間。
騒音（超低周波音）	【調査地点】道路騒音：2地点（戸鍋、豊原地区の道路沿線） 環境騒音（工事）：3地点（戸鍋、千樽、豊原地区付近） （施設稼働）：4地点（戸鍋、千樽、豊原、柗地区付近） ※：施設の稼働については、超低周波音も調査します。 【調査期間】道路騒音：秋季の平日に1回。測定時間は6時～22時。 環境騒音（工事）：秋季の平日に1回。測定時間は24時間。 （施設稼働）：9～11月に実施。測定期間は1週間。
水の濁り	【調査地点】5地点（戸鍋川下流、鷹架沼流入河川、市柳沼流入河川上流、後川下流、戸鍋川中流） 【調査期間】晴天時に1回、降雨時に3回。
風車の影	既存資料による情報収集
動物（重要な種及び注目すべき生息地）	【調査地域】対象事業実施区域及びその周辺 【調査期間】1年間こわたる調査を実施する。
植物（重要な種及び重要な群落）	【調査地域】対象事業実施区域及びその周辺 【調査期間】春、夏、秋に調査を実施する。
地域を特徴づける生態系	【調査地域】対象事業実施区域 【調査期間】「動物」、「植物」に準ずる。
主要な眺望点及び景観線	【調査地点】7地点（大石総合運動公園、鷹架野鳥の里森林公園、一般国道338号、戸鍋地区、千樽地区、豊原地区、柗地区） 【調査期間】夏季及び落葉期に写真撮影を実施。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	【調査地点】鷹架野鳥の里森林公園の入り口又はあずま屋付近 【調査期間】5月（ゴールデンウィーク）、8月（夏休み時期）、10月（連休）にアンケートを実施。
産業廃棄物、残土	事業の計画によって、産業廃棄物量、残土量を把握する。